

9月は「高齢者の被害防止キャンペーン月間」です

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内)

相談専用電話 Tel 0296-77-1313

高齢者の消費生活相談は、依然として消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。当センターでは、9月を「高齢者被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。

少しでも「変だな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
架空請求 不当請求	「裁判になっている」「料金の未納がある」等のはがきが届いた、パソコン・スマホに請求画面が表示されている。など	身に覚えのない請求には応じず、無視してください。
電話勧誘	電話料金が安くなるなど、しつこく勧誘する。	「今日だけ」「今だけ」「あなただけ」と言われても、不要なものはきっぱりと断りましょう。
通信販売	テレビショッピング・ネット通販など思っていたものと違う・お試しのつもりが定期購入になっていた。	通信販売には「クーリングオフ制度」はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
訪問販売 点検商法	「無料診断」「無料点検」などの誘い文句に注意しましょう。	契約しても、8日間以内であればクーリングオフができます。
ニセ電話 詐欺	公務員や金融機関の職員、親族などニセモノになりすましてお金をだまし取る。	電話で「お金が戻る」「ATMで」などの話が出たら詐欺です。不審な電話は、一旦切って正しい連絡先なのか確認したり、知らない番号には出ないようにしましょう。

～ご家族・ご近所の気づきが被害救済につながります～

高齢者は、悪質商法の被害にあってもだまされたことを恥ずかしく感じ、誰にも相談しないというケースが多くあります。そこで大切なのが地域ぐるみの見守りです。変わった様子がないか日ごろから気かけ、積極的に声かけをお願いします。

相談受付時間 月～土曜 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン 188(イヤヤ) ※お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。

市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で消費者トラブル等について学ぶメニューを用意しています。年間を通して申し込みできますので、地域の仲間やサロンなどでご利用ください。問い合わせや申し込みは、総務課(内線 133)まで。

笠間市立病院で、日曜・平日夜間初期救急診療を行っています。

平日夜間 19時～21時(土曜日・祝日・年末年始を除く)

日曜日 9時～17時

Tel 0296-77-0034 (電話確認のうえ、受診してください。)